

<p>補助金名 助成金名</p>	<p>小規模事業者持続化補助金</p>															
<p>補助率 金額</p>	<p><u>補助率 補助対象経費の2/3以内</u></p> <p>補助対象経費 (1. 機械装置等費、2. 広報費、3. 展示会等出展費、4. 旅費、 5. 開発費、6. 資料購入費、7. 雑役務費、8. 借料、9. 専門家謝金、 10. 専門家旅費、11. 車両購入費 (買物弱者対策事業の場合のみ) 12. 委託費、 13. 外注費)</p> <p>・ <u>補助額 上限50万円</u></p> <p><small>*ただし、上限金額を拡充する取組規定があり</small></p>															
<p>対象 (条件)</p>	<p>全国の商工会議所管轄地域内に所在する小規模事業者 [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成5年法律第51号) 第2条を準用]</p> <table border="1" data-bbox="368 994 1418 1173"> <tr> <td>卸売業・小売業</td> <td>常時使用する従業員の数</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)</td> <td>常時使用する従業員の数</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業のうち宿泊業・娯楽業</td> <td>常時使用する従業員の数</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業その他</td> <td>常時使用する従業員の数</td> <td>20人以下</td> </tr> </table>				卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下	サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下	製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下
卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下														
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下														
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下														
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下														
<p>窓口</p>	<p>(経済産業省) 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局</p> <p>〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 電話：03-6447-0820</p>															
<p>目的</p>	<p>小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助します。</p>															
<p>採択事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個人向けパソコン教室が高齢者施設を対象としたタブレットを使ったツール等によるリハビリを行うためのフリーペーパー掲載料・DM作成費・ポスティング費用等の広報費 ○飲食店が新たなメニュー作成のための調理器具の購入費やそのサービスを周知するためのチラシ作成費、折り込み費用、補助事業遂行のためのアルバイト代 ○食品検査業者が食品衛生への意識向上を受け、そのニーズに対応する機材を購入し精度の高い検査サービスを提供、及びそのサービスPRのための広報費 															

受付開始	締め切り	合否	事業完了	報告期限
平成28年11月4日 (金)	平成29年1月27日 (金)	平成29年3月中旬予定	平成29年12月31日(日)まで	事業終了後30日以内 OR 平成30年1月10日 (水)のいずれか早い日